

北済協事故防止機器助成実施要領

(制度の趣旨)

第1条 北海道トラック交通共済協同組合（以下「北済協」という）の組合員が交通事故の抑止に効果があると思われる各種事故防止機器を導入するにあたり、その費用の一部を助成して、組合員の積極的な交通事故防止・安全運行の推進を図ることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 北済協加入組合員で当該年度に事故防止機器を購入し、助成金申請時において事故防止機器を装着した車両に北済協対人共済が付保されていること。

(助成対象機器)

第3条 助成する事故防止対象機器は次の通りとする。

1. ドライブレコーダー
2. バックアイカメラ
3. その他（組合員が事故防止に効果があるとして導入した機器で、北済協事故防止委員会がそれを認めた機器）

(助成金額と機器台数の制限等)

第4条 助成金額と台数の制限等は次の通りとする。

1台当たりの助成金額は購入金額の15%とし、1組合員150,000円を限度とする。（ただし、対人有効契約台数を助成台数の上限とする。）

(申請期限等)

第5条 助成金の申請は先着順とし、その期限は当該年度の2月末日とする。ただし、期間内であっても予算枠に達した場合は、その時点で請求申請を終了する。

- 2 事故防止機器を購入した組合員は、対象車両に機器を装着し、期間内に所定の手続きを完了するものとする。

(助成金の申請手続き等)

第6条 助成金を申請する組合員は、北済協所定の「事故防止機器助成金申請書」（別紙）に必要事項を記入の上、機器代金に係る領収書等と納品書等の写し（機器単価の記載がある明細書等）を添付し、北済協に提出しなければならない。

- 2 リース契約の場合は、リース契約書の写しと領収書等（一回目の入金確認可能な明細書等）の写し及び納品書等の写し（機器単価の記載がある明細書等）を添付するものとする。

(事故発生時の義務等)

第7条 組合員は、助成された車両に事故が発生し、データの提出を求められた時は、正当な理由のある場合を除き、これに応じなければならない。

2 組合員及び北済協双方の合意により提出データは、同種事故の再発防止及び損害軽減を図るため安全教育用教材として活用できることとする。

(附則)

- 1 この実施要領は平成20年10月20日から実施する。
- 2 前項にかかわらず、平成20年4月1日以降において、本実施要領の各号の条件を満たす場合にはこれを適用する。
- 3 平成21年12月1日より適用する。
第4条(1)のただし書き条件及び第7条の追加
- 4 平成23年4月1日より適用する。
第4条(2)のただし書き条文削除、及び第7条の条文変更
- 5 平成24年4月1日より適用する。
第4条(1)助成金額のウ項変更、(2)助成機器台数の(ただし書き条件)追加
- 6 第3条(助成対象機器)、第4条(助成金額及び機器台数の制限等)、第6条(助成金の請求手続き等)の改正は平成26年4月1日より適用する。
- 7 第3条(助成対象機器)、第4条(助成金額及び機器台数の制限等)の改正は平成27年4月1日より適用する。
- 8 第1条(制度の趣旨)、第3条(助成対象機器)、第4条(助成金額及び機器台数の制限等)、第7条(事故発生時の義務等)の改正は平成28年4月1日より適用する。
- 9 第3条(助成対象機器)、第4条(助成金額及び機器台数の制限等)の改正は平成29年4月1日より適用する。
- 10 第3条(助成対象機器)の改正は平成30年4月1日より適用する。
- 11 第3条(助成対象機器)及び第4条(助成金額と助成対象及び機器台数の制限等)の改正は令和2年4月1日から適用する。
- 12 第3条(助成対象機器)、第6条(助成金の請求手続き等)の改正は令和3年4月1日より適用する。